

浅間台小学校いじめ防止基本方針

(平成30年3月31日策定)

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているもの」をいう。（文部科学省より）

2 いじめを防止するための基本的な方向性と方針の目的

- ① 職員全体がいじめを許さないという毅然とした態度をもつ
- ② いじめを見逃さないために、職員全体で子どもを見守るように努める。
- ③ 子どもの様子を把握するために、児童理解の時間を月に1回設ける。
- ④ ブロック研等を活用し、児童理解についての時間を充実させる。
- ⑤ いじめの未然防止・早期発見のために、Y-P アセスメントやいじめアンケートを活用する。

II 組織の設置及び組織的な取組

1 組織の構成

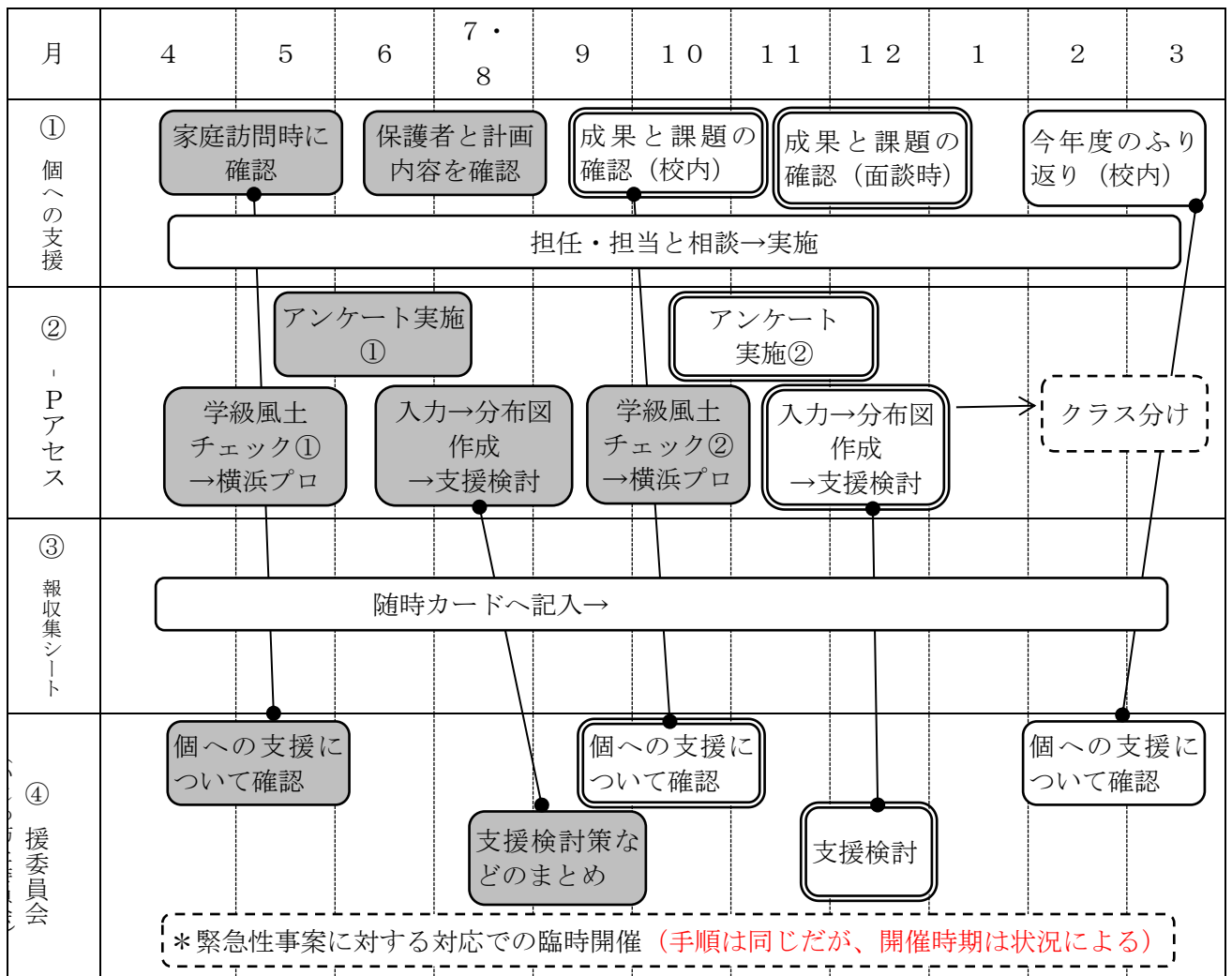
いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会（現 特別支援教育校内委員会）」を設置する。

構成員は、校長、副校長、児童支援専任、教務主任、ペアレント、養護教諭、担任とする。

※必要に応じて特別支援コーディネーターや学校カウンセラー、子ども家庭障害支援課支援担当等の参加を求める。

2 年間計画

児童指導部が月1回の全体会での情報交換を進める。委員会は臨時的に開き、組織的な対応が行えるようにする。



3 組織の役割・・・主に二次的（予防的）・三次的（対応的）児童指導を行うものと

- ・いじめの早期発見に関すること。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぶ影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

Ⅲ いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめの未然防止への取組

- ① 職員全体がいじめを許さないという毅然とした態度で臨む
 - ・ローカルスタンダードによる指導の統一化
 - ・豊かな心を育成するための道徳の学習、子どもの社会的スキルプログラムの活用
 - ・日頃の指導を見直す自己点検票の活用
- ② いじめを見過ごさないために、職員全体で子どもを見守るように努める。
 - ・自尊感情の育成をねらったたてわり活動の充実、各教科での学習の工夫、児童の気持ちを汲み取る工夫（少人数や取り出し学習などの形態の工夫、言語活動の充実を図るといった学習展開の工夫、課題や学習活動の工夫→子どもとのやり取りの中から現在の様子を看取る）
 - ・ブロック研等を活用し、児童指導についての取組状況の情報交換（児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーターなども参加）
- ③ 保護者・地域の方と連携した児童指導
 - ・学校だより等を活用した情報発信
 - ・学地連、まち懇などの情報交換を生かした児童指導
 - ・路耕や地耕などの時間を活用し、地域の方々とのふれあいを生かした学習
 - ・地域での見守り活動の充実・連携

2 いじめの早期発見

- ① 子どもの様子を把握するために、児童理解の時間の設定
 - ・全体会を活用した職員全体での児童の状況把握・指導方針確認
- ② ブロック研等を活用し、児童理解についての時間の充実
 - ・ブロック内での児童の状況把握・指導方針決定・確認
 - ・家庭訪問や個別面談、懇談会等も活用した保護者との連携・情報共有
- ③ Y-P アセスメントやいじめアンケート等の有効活用
 - ・情報共有カードの記入、それに基づいた指導方針の確認

3 いじめに対する措置

いじめは絶対にゆるさないという毅然とした態度を取り、いじめの事実関係を把握する。さらに、いじめに対する継続的な指導を組織的に行い、学校全体で見守るようにする。いじめを行った児童と受けた児童には保護者へ事実を伝え、家庭とも連携して児童の成長を促す機会とする。同時に、周囲でいじめを見ていた児童や黙認していた児童などに対しては、善悪の判断や取るべき行動を Y-P プログラムや道徳の学習を通して身に付けられるようにしていく。いじめを受けた児童やいじめを見ていた周辺児童の心のケアを考え、別室での学習の場を設けるなどの措置を行う。犯罪につながるいじめは、教育委員会をはじめ所轄警察署、児童相談所とも連携して対処する。

4 研修

児童理解（Y-P 研修・発達障害理解研修など）の研修を通して、子どもの変化や見方のスキルを養う。

5 まち懇の活用

「まちとともに歩む学校づくり懇話会」の場で基本方針を示し、地域の人に理解を図る。いじめの問題など学校が抱える課題を伝え、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりが行えるようにする。

Ⅳ 重大事態への対処

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会及び関係機関に報告する。
- ・重大事態の調査
 - 緊急に「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに対応に当たる。いじめを受けた児童本人、関係児童からの聞き取りを複数体制で行う。（必要に応じて周囲の児童や保護者からの聞き取りも行う。）
 - 得られた情報をもとに委員会で情報共有、今後の指導方針を検討する。（場合によっては関係機関の協力も仰ぐ。）
 - 組織全体で児童指導対応が図れるよう、全体会を行うなどして児童の実態把握、支援の共通理解を図る場を設ける。
 - さらに、外部機関との連携を図り、関係児童や保護者の継続的な指導・支援と心のケアに努める。情報収集を行った結果と児童への指導やケアについて教育委員会に報告する。
- ・児童生徒・保護者への報告
 - 調査の結果をもとにいじめの事実と学校で行った指導や今後の対応について報告をする。

Ⅴ その他

- ・必要があると認められる際には、学校基本方針を見直し、あらためて公表する。